

障害と女性

障害のある女性たちの

「複合的な困難・差別」

については

国連障害者権利条約

第5次男女共同参画基本計画

に述べられています。

障害のある女性たちの声を聞き、
障害と女性について
考えてみましょう!!

女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている



『女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応』

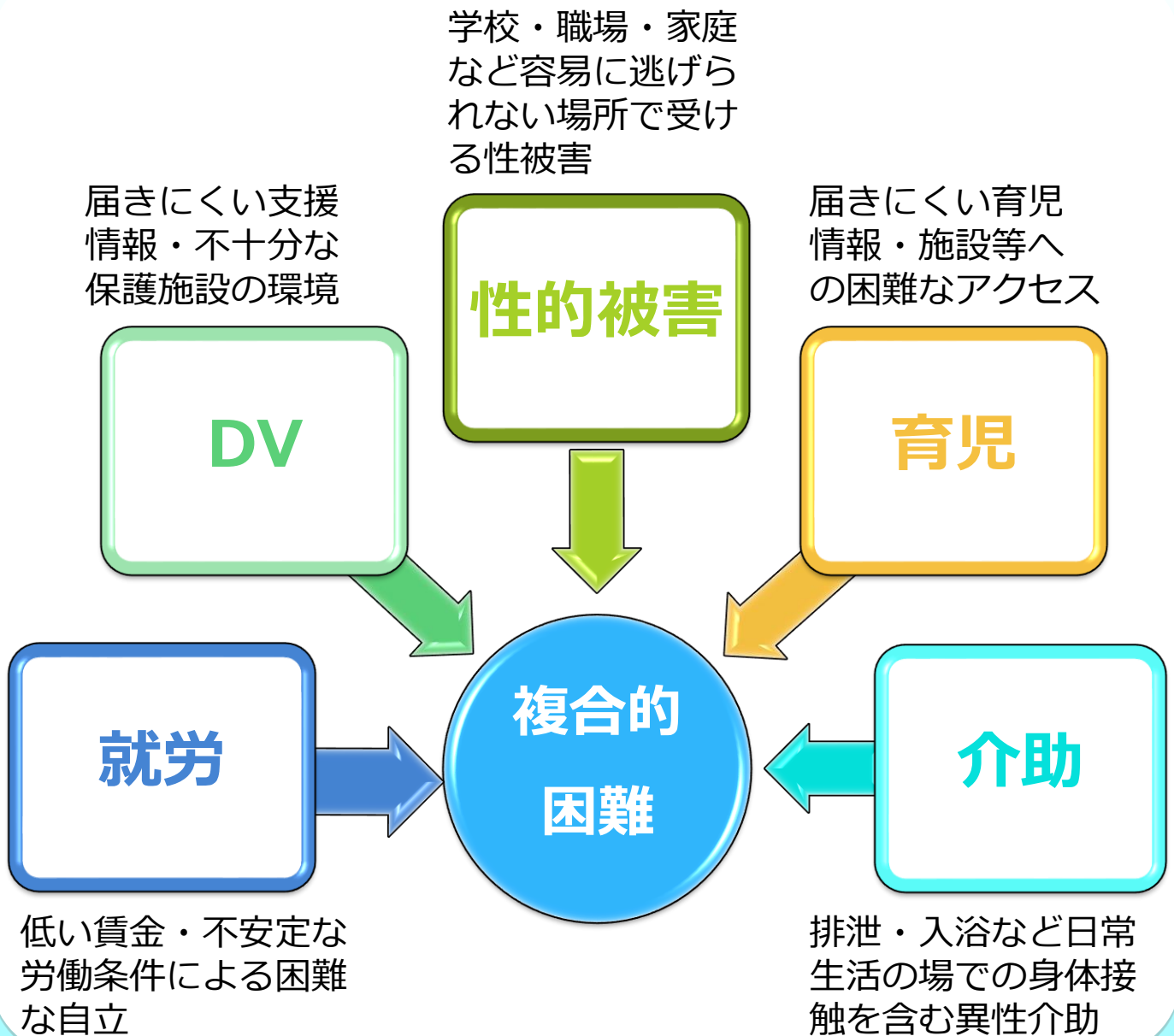
障害のある女性は、それぞれの障害により様々な支援が必要であることに加えて、**女性であることにより、さらに複合的に困難な状況におかれている場合がある**ことに留意し、防災・防犯等の推進、自立した生活の支援・意思決定支援の推進、保健・医療の推進などの分野における施策を総合的に推進する。

また、障害者の性別などの観点に留意して、情報・データの収集・分析などの充実を図る。

第5次男女共同参画基本計画

第6分野「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」より抜粋

複合的な困難とは？



背景には、「障害があること」への差別・「女性」という性差による問題が複合的に関係しています。

障害のある女性たちの声



痴漢に遭ったとき、聴覚障害があるためコミュニケーションがとれず助けを呼べなかった。

障害があるため自立が困難であり、家族や近親者から暴力を受けても訴えることができない。



障害女性だから無理して働く必要ないのでは？と周りに言われた。障害女性は経済的自立を前提とした自己実現が難しい。



子育ては母親が担うものという時代に子育てをした。実家の母の助けがなければ無理だった。障害があっても安心して子どもを産み育てられる社会になってほしい。



妊娠した時、障害児を産むのではないか？子供を育てられるのか？といった理由で、医者と母親から墮胎を進められた。



参考資料：『障害のある女性の生活の困難—複合差別実態調査報告書』
DPI女性障害者ネットワーク

国連障害者権利条約を批准しました！

～批准までの流れ～

「国連障害者権利条約」とは、障害者の**人権や基本的自由の確保**、**固有の尊厳の尊重**を促すことを目的とした人権条約です。締結国には、障害者の権利実現のための様々な取り組みを求めています。

国際的枠組みの設定

- 2006年12月 障害者権利条約が国連にて採択
- 2007年 9月 日本が署名
- 2008年 5月 条約発効

国内法の整備

- 2006年 12月 障がい者制度改革推進本部設置
- 2011年 6月 障害者虐待防止法(成立)
- 2011年 8月 障害者基本法(改正)
- 2012年 6月 障害者総合支援法(成立)
- 2013年 6月 障害者差別解消法(成立)
- 2013年 6月 障害者雇用促進法(改正)

条約批准

2014年1月 条約批准

条約の条文に設けられた 「障害のある女性」について

第6条 障害のある女性

1. 締約国は、障害のある女性及び少女が**複合的な差別**を受けていることを認識し、また、これに関しては、障害のある女性及び少女が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享受することを確保するための措置をとる。

2. 条約国は、この条約に定める人権及び基本的自由の行使及び享受を女性に保障することを目的として、女性の完全な発展、地位の向上及びエンパワーメント※を確保するための全ての適切な措置をとる。

【川島聡＝長瀬修仮訳】障害者権利条約より抜粋

障害者の意見を反映

この条文は、障害のある女性たちが、「**障害のある女性は特に多くの困難を抱えている**」と粘り強く訴え続けた結果、明記されました。



※ エンパワーメント…力（パワー）をつけること。削がれてきた力を取り戻し、様々なレベルの意思決定過程に参画すること。

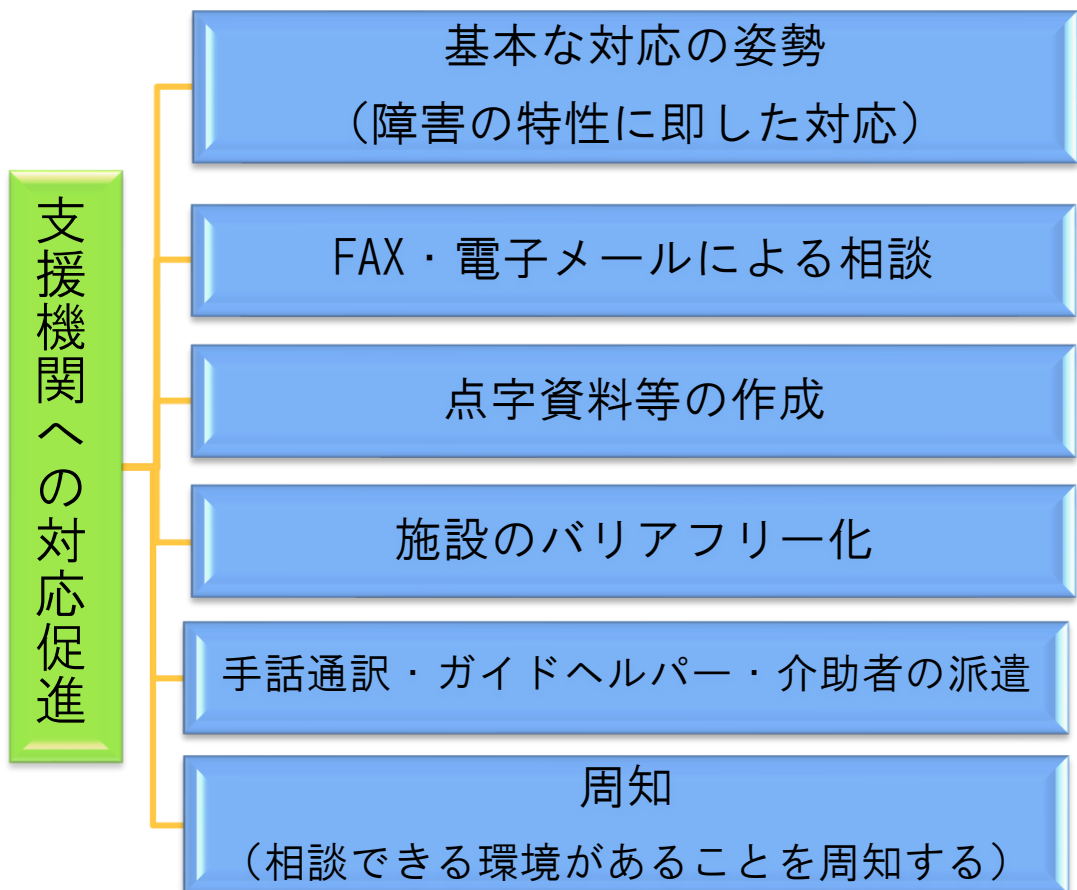
国内法の中で

障害を持つ人への配慮を定めた例

D V 防止法

(配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

「障害を持つ被害者への対応上の留意事項」



内閣府「配偶者からの暴力被害者支援情報HPより抜粋」

私たちの目指す社会とは

ひとりひとりの**人権が尊重され**
尊厳をもって生きることの出来る社会

障害や、性別など**様々な違いを認め合い**
個々の能力を発揮することのできる
社会です。

それは、
障害のある女性の現状を知ること
からはじまるのです。

